

[事案 2023-41] 転換契約無効請求

・令和5年11月7日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成16年6月に契約した終身保険を、平成24年2月に定期保険特約付終身保険（本契約）に転換した。その後、平成29年2月に定期保険特約を同額の2800万円で更新し、令和2年3月に同特約を800万円で減額したが、以下等の理由により、転換を無効にして、転換後に支払った保険料を返還してほしい。

- (1) 転換の際には、募集人から重要事項を何も説明されずに意向確認書に署名し、申込書に署名押印した。
- (2) 本契約は、平成29年2月の更新後から月額17万円を超える保険料となったが、これは、自分の意向に合致したものではない。
- (3) 本契約は、定期保険特約は令和5年1月で満了し、終身保険のみが残っているが、契約時にこの説明は受けていない。

<保険会社の主張>

募集人は、転換手続に先立ち複数の提案を行うとともに、本契約の提案書、契約のしおり等を用いて適切な説明を行っていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。